

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

★ 校舎・校庭貸与関係事項ほか ★

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

～ 学校施設等使用諸団体調整会議資料 ～



宇都宮市立田原中学校

宇都宮市立小中学校施設の開放に関する規則

(昭和50年6月13日 教育委員会規則第5号)

改正 昭和58年3月第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、地域スポーツの振興、開かれた学校づくりの推進及び施設の有効活用のため、宇都宮市立小学校及び中学校の施設（以下「学校施設」という。）を地域住民の利用に供することについて必要な事項を定めるものとする。（平12教委規則8・全改）

(学校施設の開放)

第2条 宇都宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校教育に支障のない範囲内において学校施設を開放するものとする。

2 前項の規定により開放する学校施設は、校庭、体育館及び校舎とし、開放する日時は、別表1のとおりとする。

3 開放する施設は、教育委員会が別に定める。

4 学校教育上支障があると認めるとき、又は特に必要があると認めるときは、開放日時を変更することができる。（昭58教委規則5・平12教委規則8・平14教委規則2・平19教委規則7・一部改正）

(開放に係わる責任)

第3条 この規則により学校施設を開放した場合において、当該開放に伴う学校施設の開放に係わる責任は、教育委員会が負うものとする。（平12教委規則8・全改）

(利用の対象者)

第4条 学校施設を利用することができる者は、市内に居住し、または本市に在勤若しくは在学する者（以下「対象者」という。）とし、原則として対象者が10人以上の団体を構成して利用する場合に許可するものとする。この場合において、児童生徒が利用するときは、監督責任者として成人が含まれていなければならない。

(利用の許可)

第5条 学校施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、学校施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。（平12教委規則8・一部改正）

(利用の制限)

第6条 教育委員会は、学校施設の利用が、次の各号の一つに該当すると認めるときは前条の許可をすることができない。

(1) 政治的または宗教的活動にわたるおそれがあるとき

(2) 営利を目的とするとき

(3) 学校施設を破損するおそれがあるとき

(4) その他この規則の目的に反するものであるとき

(使用料)

第6条の2 省略

(使用料の減免)

第6条の3 省略

(使用料の不還付)

第6条の4 省略

(遵守事項)

第7条 学校施設の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その利用に当たっては、教育委員会が別に定める事項を守らなければならない。

(昭58教委規則5・一部改正)

(許可の取消等)

第8条 利用者が次の各号の一つに該当する場合は、教育委員会はその利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) 第6条各号の一つに該当することとなったとき

(2) 利用許可の条件に違反したとき

(3) 前条の規定に違反したとき

(4) その他管理上特に必要があるとき

2 前項の規定（第4号を除く。）によりその利用を停止され、又は利用許可を取り消された場合において、利用者が損害を受けることがあっても、教育委員会は、その賠償の責を負わない。

(原状回復)

第9条 利用者は、その利用が終わったとき、又は前条の規定により利用許可を取り消されときは、直ちに学校施設を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第10条 利用者は、故意又は重大な過失により学校施設に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(様式)

第10条の2 この規則に規定する利用権等の様式は、別に定める。
(昭58教委規則10・追加 平19教委規則7・一部改正)

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、学校施設の開放について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則 抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。(平19教委規則7・一部改正)
附則(昭和58年3月31日教育委員会規則第5号)
この規則は、昭和58年4月1日から施行する。
(以下省略)

別表第1(第2条関係)

【平21教委規則9・全改，平27教委規則4・一部改正】

区 分		開 放 日	開 放 時 間
校 庭	夜間開放	通年(年末年始は除く。)	午後7時から午後9時30分まで
	昼間開放	土曜日、日曜日、休日及び長期休業日 (年末年始は除く。)	午前9時～午後5時まで (11月から3月までは午後4時)
体 育 館 及び 武 道 場		土曜日、日曜日、休日及び長期休業日 (年末年始は除く。)	午前9時から午後9時30分まで
		月曜日から金曜日まで(休日、長期休業日及び年末年始は除く。)	午後7時から午後9時30分まで
校舎開放施設		土曜日、日曜日、休日及び長期休業日 (年末年始は除く。)	午前9時から午後9時30分まで
		月曜日から金曜日まで(休日、長期休業日及び年末年始は除く。)	午後5時から午後9時30分まで
田原中学校 天体ドーム		通年(年末年始は除く。)	日没から午後11時まで

備考

この表において「休日」とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を、「長期休業日」とは宇都宮市立学校の管理運営に関する規則(平成24年教育委員会規則第4号)第5条第1項第4号から第7号までに規定する休業日を、「年末年始」とは12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。

※令和5年度の年末年始は、R5.12.28(木)からR6.1.5(金)まで閉庁日(学校業務休止)となります。

別表第2(第6条の2関係) 省略

別表第3(第6条の2関係) 省略

田原中学校学校運営規程

別表 1 2 「施設・設備の貸与に関する細部事項」

1 この要項は、学校教育上支障のない限り社会教育及びスポーツ振興のために、その利用に供するために定めるものである。

2 貸与できる主な施設等

(1) 体育館 (2) 校庭 (3) プール (4) 特別教室(天文台を含む) (5) 武道場

3 貸与できる時間

区 分		開 放 日	開 放 時 間
校 庭	夜間開放	通年(年末年始は除く。)	午後7時から午後9時30分まで
	昼間開放	土曜日、日曜日、休日及び長期休業日(年末年始は除く。)	午前9時～午後5時まで (11月から3月までは午後4時)
体 育 館 及 び 武 道 場		土曜日、日曜日、休日及び長期休業日(年末年始は除く。)※部活動優先	午前9時から午後9時30分まで (原則：午後7時～9時30分)
		月曜日から金曜日まで(休日、長期休業日及び年末年始は除く。)	午後7時から午後9時30分まで
校舎開放施設		土曜日、日曜日、休日及び長期休業日(年末年始は除く。)	午前9時から午後9時30分まで
		月曜日から金曜日まで(休日、長期休業日及び年末年始は除く。)	午後5時から午後9時30分まで
田原中学校 天体ドーム		通年(年末年始は除く。)	日没から午後11時まで

備 考 ・本校生徒の使用、PTA、地区を優先する。
・校長が必要と認めた場合は、時間の変更ができる。

4 利用できる団体
学区内の子供会・スポーツ少年団・学区内の社会教育並びに体育関係団体等、その他校長が認めた団体

5 利用の手続き

- (1) 使用したい団体は、事前に利用団体登録申請書にて申請を行い、学校長に提出して許可を受けなければならない。
- (2) 申請者は、校長が認めた団体の使用上の責任を持つこと。

6 使用上の注意

- (1) 申請者は、許可書と鍵及び施錠について学校の指示を受けこれに従うこと。
- (2) 目的以外に施設設備を使用してはならない。
- (3) 使用中の事故については、使用責任者の責任において処理すること。
- (4) 原則として火気使用は認めない。
- (5) 使用物件は大切に扱い、破損した場合は、原状に復すること。
- (6) 使用にあたっては、土足厳禁とし使用後は、清掃並びに整頓をすること。
- (7) 許可を得た以外のところには、立ち入らないこと。

7 施設の鍵の貸出業務

- (1) 体育館の鍵の管理は学校で行い、副校長がその業務を担当する。
- (2) 体育館使用の前日・当日に、鍵借用については、学校(副校長)まで申し出ること。
副校長不在の場合は、職員室の教職員に申し出ること。
- (3) 鍵借用申請者は、「体育館鍵貸出簿」に関係事項を記入の上借用すること。
・鍵借用については、「体育館借用許可願」が提出されていなければならない。
- (4) 鍵返却責任者は、「学校施設使用報告書」に関係事項を記入の上返却すること。
・鍵は、使用後、専用ポストに必ず返却すること。
- (5) 鍵は、他団体への又貸しは厳禁とする。

田原中学校体育施設開放事業利用手続

1. 利用手続の流れ

(1) 利用団体の登録

利用団体

登録申請書提出



学校

申請書の受付(団体の確認)

(2) 使用許可の申請

利用団体

使用許可申請書の提出



学校

予約の確認(台帳等)

使用許可書交付



(3) 開放施設の利用

① 事前(休日等利用は前日に)

利用責任者

鍵の受領



学校

ノート記入 日付・担当者・鍵の色

② 当日

開放施設利用

利用後、施錠等の確認

③ 当日、所定の場所に返却

利用責任者

鍵の返却



学校

ノートに「○」を記入

※本来、上記(1)登録申請後に、(2)許可申請書の提出という流れになりますが、R5も継続利用を前提に(1)、(2)を同時に取扱いますのでご提出ください。

2. 利用責任者の遵守事項

- (1) 火気の取り扱いについて特に注意を払うこと
- (2) 施錠及び鍵の返却について責任をもつこと
- (3) 利用者の遵守事項の周知、徹底を図ること
- (4) 施設に損害を与えたときは、すみやかに学校長に報告するとともに、利用者の故意又は過失による場合は、利用団体の責任で対応すること
- (5) 利用者の事故等については、利用団体の責任において処理すること

3. 利用者の遵守事項

- (1) 使用許可を受けた施設以外に立ち入らないこと
- (2) 利用目的以外に施設を使用しないこと
- (3) 開放時間を遵守すること(開放時間は、準備、後片付けの時間を含む)
- (4) 利用後は、現状に復し、清掃等を行うこと
- (5) 指定する場所以外に車両を乗り入れないこと
- (6) その他学校長の指示に従うこと

附表25-2 施設・設備使用許可願
(体育館・武道場・校庭)

令和 年 月 日 ()

宇都宮市立田原中学校長 様

借用者 住 所 宇都宮市

責任者 印

電 話 番 号

私は、貴校の使用条件を厳守の上、施設・設備を利用したいので許可をお願いします。

- 1 使用施設 体育館 武道場 校庭 (○で囲んでください)
- 2 使用目的
- 3 団体名 (種目：)
- 4 使用日時 令和○年4月1日(○)～ 令和●年3月31日(●)
毎週 () 曜日 19:00～21:30 ()
- 5 借用品等

附表25-3 施設・設備使用許可書
(体育館・武道場・校庭)

令和 年 月 日

団体名 様

宇都宮市立田原中学校長 印

貴団体の使用について、下記の条件を厳守の上、施設・設備の使用を許可いたします。

使用条件

- (1) 使用物件を破損した際は、学校に申し出るとともに、直ちに修理復元をすること
① 鍵・・・カンセキ等
② ガラス・・・イノセガラス店 電話028-673-7080
- (2) 使用後は、用具の後始末を行うとともに清掃を行うこと。
- (3) 施設での飲食は、許可なくしないこと。(ゴミの持ち帰りを厳守すること)
- (4) 鍵の借用については、使用前日、当日16時までに学校(副校長)に鍵借用責任者が直接申し出ること。この際「学校体育施設開放鍵貸出しノート」に借用した旨記入すること。
鍵の返却については、鍵返却責任者が責任をもって翌日の午前中に返却し、ノートに記す。
- (5) その他
施設・設備の使用許可後であっても、学校・PTA及び地区の行事日の変更があった場合はこちらを優先する。

附表25-4 校舎・教室使用許可願

令和 年 月 日 ()

宇都宮市立田原中学校長 様

借用団体名 _____

責任者住所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

校舎使用規則を遵守し、下記のように借用したいので許可されますようお願い致します。

1 使用教室 (○を付けること)

会議室 家庭科室 音楽室 多目的室 普通教室(教室) 天文台 (特別活動室)
その他 (

2 使用目的 _____

3 使用日時 令和○年4月1日 (○) ~ 令和●年3月31日 (●)

毎週・月()回 ()曜日 _____ : _____ ~ _____ : _____

別紙計画表 なし・あり (月間 ・ 年間 ・ 他) ○をつけてください

3 参加人員 _____ 名

4 使用物品等 _____

附表25-5 校舎・教室使用許可書

令和 年 月 日

団体名 _____ 様

宇都宮市立田原中学校長 印

貴団体の使用について、下記の条件を厳守の上、施設・設備の使用を許可いたします。

使用条件 使用上の注意事項

(1) 借用について

- ① 責任者は、使用前日又は当日に鍵を学校から借り受け、翌日に学校へ返却する。
- ② 使用中の事故については、使用責任者が一切の責任を負うこと
- ③ 責任者は、本文の記載事項の内容を参加者に徹底すること

(2) 使用上の注意

- ① 使用時間を厳守すること ② 目的及び許可物以外は使用しないこと
- ③ 専用のスリッパを使用すること ④ トイレは清潔保持、破損防止に努めて使用すること
- ⑤ 使用者が同伴した幼児・児童の行為は、使用者が責任を持つこと

(3) 使用後の注意

- ① 火気安全の確認 ② 電気を切る (会議室廊下) ③ 清掃の実施
- ④ 器具等の所定の位置への収納 ⑤ 出入口の施錠の確認
- ⑥ 器物破損の場合は、学校連絡するとともに直ちに修理し、原型に復して返還すること

(4) その他

- ① 許可後でも、学校が緊急使用の場合は、変更や取り消しをする場合がありますので、ご承知おきください。
- ② 校舎全体が警備されていますので、校舎への出入りの場合の開錠・施錠に十分注意してください。 ※誤作動した場合は、東亜警備会社 028-613-6222

附表25-6 施設・設備(校舎・教室)使用許可願 (短期用)
(体育館・武道場・校庭・天文台・多目的室・その他())

申請日 令和 年 月 日

宇都宮市立田原中学校長 様

申請団体名 []

代表者氏名 [印]

郵便番号 (—)

住 所 宇都宮市

TEL ()

下記の通り使用したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

1 使用目的

2 使用日 令和 年 月 日 ()

3 使用時間 時 分～ 時 分

4 使用施設・用具 (1) 施設・・・体育館 武道場 校庭・天文台・多目的室
・その他() ○で囲んでください。

(2) 用具・・・

5 使用人数 [] 名

・・・・・・・・・・ キ リ ト リ セ ン ・・・・・・・・・・

附表25-7 施設・設備(校舎・教室)使用許可願 (短期用)
(体育館・武道場・校庭・天文台・多目的室・その他())

団体名 []

代表者名 [] 様

注意事項を守ることが条件として、上記申請のとおり使用を許可いたします。

使用日・時間 令和 年 月 日 () 時 分 ～ 時 分

令和 年 月 日

宇都宮市立田原中学校長 印

令和5年度 体育館・武道場利用団体割当(案)

【使用団体】

No.	団 体 名	種 目 (活動名)	施 設	曜 日
1	AMG バディーズ	バスケットボール	体育館	月
2	T A F F (タフ)	地域スポーツ活動	体育館	火
3	クイーン	バレーボール	体育館	水・土
4	田原中 P T A バレー	バレーボール	体育館	木
5	グリーンタウン	バレーボール	体育館	金
6	やなせ柔道会	柔道	武道場	月・水・金
7	志道会	空手道	武道場	火・木

【使用割り当て】

	月	火	水	木	金	土	日
体育館	AMG	TAFF	クイーン	田原中 PTA	グリーン タウン	クイーン	
武道場	やなせ 柔道会	志道会	やなせ 柔道会	志道会	やなせ 柔道会		